

令和7年4月1日決定

令和8年3月31日変更

岐阜市公立大学法人役員報酬等の支給基準について

1 役員報酬等の考え方（地方独立行政法人法第48条、第56条）

- ・報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬、法人の業務などを考慮して定めなければならない。
- ・報酬等は、役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 役員報酬等の支給基準

(1) 常勤役員（理事長（兼学長）、副理事長、理事）

① 給料月額

- ・理事長（兼学長）

（岐阜市職員の給与に関する条例の教育職給料表(1)6級4号と同額）

- ・副理事長及び理事 その職責に応じ理事長が別に定める額

② 通勤、地域手当

職員の例による

③ 期末手当（6月、12月）

期末手当基礎額（①＋地域手当月額）×期末手当率×在職期間率

（岐阜市職員の給与に関する条例第5条の2に規定する職員に準ずる）

※ 法人職員を兼務する場合は法人職員給与規程による職員給与を支給する。

※ 期末手当（法人職員を兼務する者は勤勉手当含む）について、当該役員の在職期間における業務実績を勘案し、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

(2) 非常勤役員（理事、監事）

① 役員手当

日額30,000円

② 通勤手当（費用弁償）

職員の例による

3 役員退職手当の支給基準

(1) 常勤役員（理事長（兼学長）、副理事長、理事）

① 支給額

在職期間（月）×退職時の基本報酬月額×12.5/100

※ 役員退職手当は、当該役員の在職期間における業務実績を勘案し、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

② 出向者等に係る特例

- ・ 法人職員（岐阜市職員であった者が引き続き法人職員になった場合を含む）が引き続き役員となった場合（役員兼務職員を含む）には、法人職員の在職期間（岐阜市職員の在職期間を含む）と役員としての在職期間を通算し、法人職員退職手当規程により支給する。
- ・ 岐阜市職員が退職手当を支給されることなく退職して引き続き常勤役員となり、退職日に再び岐阜市職員に復帰する場合は、岐阜市職員としての在職期間と常勤理事としての在職期間を通算して岐阜市職員退職手当条例により岐阜市が支給する。（法人から退職手当は支給しない）

③ 法人設立時の特例

法人設立時に理事長となった者がそれ以前に岐阜市職員であった場合の退職手当の額は、退職日に岐阜市職員に復帰し岐阜市職員として退職したと仮定して計算した退職手当の額に相当する額とする。

(2) 非常勤役員（理事、監事）

支給しない

(3) その他

過去に岐阜市職員を定年退職等し、岐阜市職員退職手当条例の規定により退職手当の支給を受けている者には、役員退職手当は支給しない。